

各地方防衛局総務部長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
東海防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長

殿

整備計画局施設計画課長  
(公印省略)

週休2日制工事の試行について（通知）

建設産業においては適正な工期設定、適切な賃金確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正及び休日確保に向け必要な環境整備を進めることが必要であるとして、先般、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議において、建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定し、防衛省では建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて（防整施第13153号。29.9.5）によりその周知を図ったところである。

国土交通省は、各府省庁等あてに建設工事に従事する者の長時間労働是正に向けた取組を徹底するよう、建設業の働き方改革の推進について（以下「建設業の働き方改革の推進」という。）を通知し、防衛省では建設業の働き方改革の推進について（防整施第6418号。30.4.20）によりその周知を図ったところである。

ガイドライン及び建設業の働き方改革の推進の趣旨を踏まえ、防衛省が発注する建設工事に従事する者の長時間労働是正に取組み、建設現場における週休2日を更に推進するため、別紙「週休2日制工事の試行実施要領」を定め、平成30年4月20日以降に入札公告を行う建設工事について適用することとしたので通知する。

なお、週休2日制工事の試行について（防整施第15520号。29.10.24）は廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、整備計画局施設技術管理官、人事教育局厚生課長、地方協力局地方協力企画課長、地方協力局施設管理課長、地方協力局提供施設課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局経理部経理課長、防衛医科大学校事務局経理部施設課長、防衛研究所企画部総務課長、

統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部監理部会計課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部総務部経理課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部総務部会計課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部総務部会計課長、情報本部計画部事業計画課長、防衛監察本部総務課長、北海道防衛局管理部長、東北防衛局企画部長、北関東防衛局管理部長、南関東防衛局管理部長、近畿中部防衛局管理部長、中国四国防衛局企画部長、九州防衛局管理部長、沖縄防衛局管理部長、防衛装備庁長官官房会計官

## 週休2日制工事の試行実施要領

### 1 目的

本実施要領は、建設現場における週休2日の促進や建設業における労働時間の罰則付き規制の一般則適用に向け、地方防衛局等（地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）及び名護防衛事務所を含む。）が発注する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）における週休2日制工事の試行に関する実施要領を定めることを目的とする。

### 2 試行対象工事

当面の間、試行対象工事は、施工条件が厳しい工事、部隊運用上工期の制約が厳しい工事等、週休2日工事の試行に適さない工事を除外して選定するものとする。

### 3 週休2日の考え方

- (1) 現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。
- (2) 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (3) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。  
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (4) 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

### 4 試行のタイプ

当面の間、発注者が週休2日を指定する「発注者指定型」と、受注者の希望によって週休2日を取り組む「受注者希望型」の2つのタイプの試行を実施する。

### 5 工期の設定

発注者指定型における工期の設定に当たっては、建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて（防整施第13153号。29.9.5）別添「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて」（国土入企第19-1号。平成29年8月28日）の3（1）適正な工期設定・施工時期の平準化の項

目に示された事項を考慮し、具体的な要領については、整備計画局施設技術管理官から別に示す。

**【参考】 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（抜粋）**

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

○ 工期の設定に当たっては、現場技術者や下請の社員、技能労働者などを含め建設工事に従事する全ての者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を行うことのないよう、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮するものとする。

- 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- 建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「準備期間」
- 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

6 工事工程の共有

- (1) 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するの）について、受発注者で共有するものとする。
- (3) 工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨を特記仕様書に明示するものとする。
- (4) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (5) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

なお、発注者側の理由により工期の変更ができない場合は、受発注者間で協議の上措置する。

7 工事費の補正

(1) 発注者指定型の場合

当初の予定価格から、4週8休以上を前提に、適切に労務費等を補正することにより工事費を積算する。具体的な積算の要領については、整備計画局施設技術管理官から別に示す。

(2) 受注者希望型の場合

受注者が週休2日の実施を希望した場合には、現場閉所の状況に応じて労務費等を補正することにより工事費を積算し、適切に請負代金額を変更するものとする。具体的な積算の要領については整備計画局施設技術管理官から別に示す。

## 8 入札公告から工事完了後までの流れ

### (1) 試行工事発注時

入札公告、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が試行工事であることを記載するものとする。

### (2) 試行工事契約後

ア 受注者希望型の場合、週休2日の実施について受注者の意向を工事打合せ簿により確認するものとする。なお、週休2日の実施を希望しない場合、受注者は次のイ及びウに記載する事項の実施義務を負わない。

イ 発注者指定型及び受注者希望型において受注者が週休2日の実施を希望した場合、工事着手予定の1週間前まで※に受注者から付紙様式第1「現場閉所計画書」の提出を受け、現場閉所の計画を確認するものとする。

※ 工事着手予定の1週間前までに工期内全ての計画書の提出が難しい場合は、工事の特性等を踏まえて例えば1か月ごとの提出とするなど、状況に応じて適切な方法により計画書の提出を求める。

ウ 受注者が週休2日の実施を希望した場合には、速やかに請負代金額を変更するものとする。なお、これにより難しい場合は整備計画局施設整備官若しくは整備計画局提供施設計画官と調整するものとする。

エ 工事着手後、受注者は、工事現場の見やすい場所に週休2日制の試行工事である旨を掲示するものとする。

### (3) 試行工事施工時

ア 現場閉所の前日などに現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

イ 工事着手後に工程計画の見直し等により現場閉所計画を変更する必要があるが生じた場合、受注者はその都度、変更した「現場閉所計画書」を提出するものとする。

ウ 監督官は、平素から週間工程表や月間工程表などの受注者から提出される書面により現場閉所の実績や予定を確認する。

### (4) 試行工事完成時

ア 毎月末及び工事完成時、受注者は週休2日の取得結果が確認できる付紙様式第2「現場閉所実績報告書」を作成し、監督官へ提出するものとする。

イ 監督官は、「現場閉所実績報告書」を基に現場施工期間内の現場閉所日数を整理して、現場閉所日数が週休2日相当に達しているか否かを確認するものとする。

## 9 工事成績評定

発注者指定型の工事及び受注者指定型において受注者が週休2日の実施を希望した

工事については、工事成績評定において加点評価を行うものとする。具体的な評定の要領については、整備計画局施設技術管理官から別に示す。

## 1 0 アンケート

試行工事においては、週休2日の達成状況や達成できなかった場合の要因を把握するため、別に示す様式によりアンケート調査を行うものとする。

## 1 1 実績報告書等の送付

調達部調達計画課長（防衛支局にあつては建設計画官）は、工事完成後、速やかに当該工事の「現場閉所実績報告書」及び受注者のアンケート調査結果を整備計画局施設計画課（整備計画局施設計画課施設政策室気付）へ送付するものとする。

## 1 2 入札公告、入札説明書及び現場説明書の記載例

### (1) 入札公告

入札公告の1 工事概要（7）の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」及び「電子入札対象」に関する記載がある場合は、それらの次に記載する。

(○) 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制工事※【（発注者指定型）又は（受注者希望型）】」の試行対象工事である。

※【 】は、（発注者指定型）又は（受注者希望型）のいずれかを記載する。

### (2) 入札説明書

入札説明書の3 工事概要（6）の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」に関する記載がある場合は、その次に記載する。

#### 【発注者指定型の場合】

(○) 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事（発注者指定型）」の試行対象工事である。現場施工期間内において「週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の加点評価対象とする。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 現場施工期間内において、週休2日を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

イ 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通していずれの作業も実施していない日の合計をいう。なお、降雨等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

週休2日を達成できなかった場合、週休2日制工事として積算した労務費等については、請負代金額の変更により減額する。

#### 【受注者希望型の場合】

(○) 本工事は、受注者が希望する場合、受発注者双方が工程調整を行うことにより、「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事（受注者希望型）」の試行対象工事である。現場施工期間内において「週休2日」を達成した工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 現場施工期間内において、週休2日を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

イ 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計をいう。なお、降雨等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

なお、受注者が週休2日を希望した場合は、請負代金額の変更をするものとし、工事完成時、現場閉所の達成状況に応じて労務費等を補正し、請負代金額の変更をする。

### (3) 現場説明書

現場説明書の第2特記事項第3項の後に適宜以下の文書を選択・記載し、以下番号を繰り下げる。

### 【発注者指定方式の場合】

4 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事（発注者指定型）」の試行対象工事である。現場施工期間内において「週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の加点評価対象とする。

5 週休2日の考え方は以下のとおりである。

(1) 現場施工期間内において、週休2日を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

(2) 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(4) 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計をいう。

(5) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

6 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「現場閉所計画書」を作成・提出し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「現場閉所計画書」を提出するものとする。

なお、工事着手前までに工期内全ての計画書の提出が難しい場合は、工事の特性や状況に応じて適切な時期に計画書を提出することができるものとする。

また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

7 毎月末及び工事完成時、受注者は週休2日の取得結果が確認できる「現場閉所実績報告書」を作成し、監督官へ提出するものとする。監督官は「現場閉所実績報告書」により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

### 【建築・設備工事の場合】

8 当初の予定価格の設定において、4週8休以上（現場閉所率28.5%（8



日/28日)以上)を前提に補正係数1.05により労務費(予定価格の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

#### 【土木工事の場合】

8 当初の予定価格の設定において、4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)を前提とした補正係数を以下の各経費等に乗じて補正しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち補正分を減額変更する。ただし、労務費については、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としていない。

労務費×1.05、機械経費(賃料)×1.04、共通仮設費率×1.04、現場管理費率×1.05

#### 【受注者希望方式の場合】

4 本工事は、受注者が希望する場合、受発注者双方が工程調整を行うことにより、「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事(受注者希望型)」の試行対象工事である。現場施工期間内において「週休2日」を達成した工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。

5 週休2日の考え方は下記のとおりである。

(1) 現場施工期間内において、週休2日を行ったと認められること(年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。)

(2) 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(4) 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計をいう。

(5) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

6 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「現場閉所計画書」を作成・提出し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所計画書」を提出するものとする。

なお、工事着手前までに工期内全ての計画書の提出が難しい場合は、工事の特性や状況に応じて適切な時期に計画書を提出することができるものとする。

また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

7 毎月末及び工事完成時、受注者は週休2日の取得結果が確認できる「現場閉所実績報告書」を作成し、監督官へ提出するものとする。監督官は「現場閉所実績報告書」により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

#### **【建築・設備工事の場合】**

8 発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、以下の(1)から(3)までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）は、変更の対象としない。

(1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合） 補正係数1.05

(2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満） 補正係数1.03

(3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満） 補正係数1.01

#### **【土木工事の場合】**

8 発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、以下の(1)から(3)までの現場閉所の状況に応じた補正係数により各経費等を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）は、変更の対象としない。また、労務費については、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としていない。

- (1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合）
- ・労務費 1.05
  - ・機械経費（賃料） 1.04
  - ・共通仮設費率 1.04
  - ・現場管理費率 1.05
- (2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）
- ・労務費 1.03
  - ・機械経費（賃料） 1.03
  - ・共通仮設費率 1.03
  - ・現場管理費率 1.04
- (3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）
- ・労務費 1.01
  - ・機械経費（賃料） 1.01
  - ・共通仮設費率 1.01
  - ・現場管理費率 1.02

### 1.3 疑義等

本通知に関する疑義等については、整備計画局施設計画課（制度は施設政策室、入札公告等の記載要領は契約制度企画室）と協議するものとする。

# 現場閉所計画書( 年 月 )

作成日

工期:

平成	年	月	日	曜日	備考																		
					現場閉所予定日(当初予定)																		
					現場閉所予定日(変更が生じた場合)																		
工種	種類	場所																					
					現場閉所予定日数	(日)																	
					作業予定日数	(日)																	
作業内容					<b>【凡例】</b> ○ 現場閉所予定日 ◎ 振替現場閉所予定日 × 振替工事日																		

# 〇〇(〇〇)〇〇〇新設建築工事現場閉所計画書(H30年3月)

工期：H30.2.1～H31.3.20

作成日：H30.2.20

平成30年	日	備考		
3月	曜日	現場閉所予定日数	作業予定日数	
	1	木	〇	
	2	金		
	3	土		
	4	日		
	5	月		
	6	火		
	7	水	〇	
	8	木	〇	
	9	金	◎	
	10	土		
	11	日		
	12	月		
	13	火		
	14	水	〇	
	15	木	〇	
	16	金		
	17	土		
	18	日		
	19	月		
	20	火		
	21	水	〇	
	22	木	×	
	23	金		
	24	土		
	25	日		
	26	月		
	27	火		
	28	水	〇	
	29	木	〇	
	30	金		
	31	土		
現場閉所予定日(変更が生じた場合)				
工種	種別	場所		
準備工				
仮設足場等設置工事				
〇〇I事	型枠工・CoI			
〇〇I事				
〇〇I事	鉄筋工・型枠工・CoI			
作業内容		【凡例】 ○ 現場閉所予定日 ◎ 振替現場閉所予定日 × 振替工事日		



